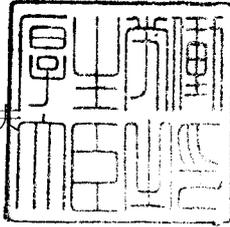


平成19年8月14日

行政文書不開示決定通知書

江原 朗 様

厚生労働大臣 柳 澤 伯 夫



平成19年7月19日付けの行政文書の開示請求（開第1257号）について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 不開示決定した行政文書の名称

臨床系の医学部の大学院生が大学附属病院で診療行為を行った場合に、労働者性があるかどうかを規定した通達。（なお、基発648号、昭和24年6月24日で看護婦養成所の学生の労働者性に関する解釈の文書は現存しています）

2 不開示とした理由

開示請求に係る行政文書を作成・取得しておらず、これを保有していないため不開示とした。

* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、厚生労働大臣に対して異議申立てをすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には異議申立てをすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所又は特定管轄裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。